

社会保険オンラインシステム刷新計画関連資料

(第7回年金業務・組織再生会議 社会保険庁ヒアリング資料からの抜粋)

- 社会保険業務の業務・システム最適化計画の概要
- 社会保険オンラインシステムの見直しスケジュール
- 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化スケジュール
- 年金記録の管理に関する国と日本年金機構の役割分担
- 社会保険オンラインシステムの開発に係る国と機構の役割分担のイメージ

社会保険業務の業務・システム最適化計画

(1) 社会保険業務の業務・システム最適化計画の概要

～ 最適化の基本理念 ～

①業務の効率化・合理化 ②利用者の利便性の維持・向上 ③安全性・信頼性の確保 ④経費削減

最適化の実施内容

1. 業務施策

(1) 業務処理の効率化・合理化

<業務の集約化>

- ・社会保険事務所において実施している業務のうち、対面を必要としない届書の郵送受付・審査・決定・入力・編綴・保管、通知書等の印刷・交付等の定型的業務については、都道府県を越えたブロック単位で業務を処理する集約事務センター又は中央の社会保険業務センターに集約する。(被保険者、受給権者及び事業主等との対面が必要な業務については引き続き社会保険事務所において実施し、障害厚生年金審査業務等については従来通り、中央の社会保険業務センターにて行う。)

(注) 上記集約対象業務については、現在、順次、都道府県単位での集約を進めているところ。

<集約業務の外部委託化>

- ・これまで社会保険事務所を単位として職員が実施している通知書の作成・交付及び編綴・保管等の業務については、スケールメリットが見込まれることから、集約事務センターの設置に合わせて外部に委託する。

(注) なお、一部の届書等の入力事務や、通知書の作成・交付事務については、既に外注している。

＜市場化テスト等による外部委託の拡大＞

- ・ 社会保険庁改革の一環として、国民年金保険料の収納事業、厚生年金保険等未適用事業所に対する適用促進事業およびコールセンターについて、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、段階的に外部委託を実施する。

＜手作業処理のシステム化＞

- ・ 届書等のデータの入力方法について、これまでのキーボード入力から原則としてOCR読取方式に変更（あわせて紙媒体による決裁を電子決裁化し、決裁階層を最小化）
- ・ 表計算ソフト等で集計していた各種報告について、システム内のデータを集計拠点の指定により自動集計し、参照可能とする。あわせて、これらの手作業報告書を廃止

＜既保有情報の活用＞

- ・ 老齢年金に加え、遺族年金・障害年金の請求について、請求者からの求めに応じて基本情報を印字した裁定請求書を事前送付（ターンアラウンド）
- ・ 年金受給要件等の審査事務について、イメージデータ及びコードデータ化された届書等と既存保有情報と機械突合することにより、審査事務を簡素化

＜他公的機関とのデータ連携＞

- ・ 住民基本台帳ネットワークシステムを活用し、住所・氏名変更届や年金受給者の生存確認（現況届）及び死亡届の提出を省略
- ・ 労働保険適用事業場情報を活用し、未適用事業所の抽出をシステム化

＜届書の電子媒体化＞

- ・ 事業主等から提出される届書等のオンライン化の促進
- ・ 市町村を經由して受け付ける国民年金関係の届出報告書について、様式の統一を図り、磁気媒体化による双方向の情報提供を実現

＜データ更新のタイミングの見直し＞

- ・ コンビニエンスストア等の国民年金保険料収納記録の更新タイミングを早期化し、納付済の者への納付書等の誤発送を減少

- (2) お客様へのサービス向上
 - ・年金加入状況等の情報提供の充実
 - ・コールセンター機能の充実

- (3) 業務品質の向上
 - ・全国統一の業務処理基準の作成
 - ・業務ノウハウ（ナレッジマネジメント）の共有化の仕組みの構築

2. システム施策

- (1) 記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化
 - ・データ通信サービス契約から脱却
- (2) ハードウェア資源の集約及び有効活用
 - ・年金給付システムのハードウェア資源の集約
- (3) データセンターの統合
 - ・現在、3ヶ所（高井戸、三鷹、三田）で分散運用しているセンター機能を1ヶ所に統合

3. 安全性・信頼性の確保

- (1) 個人情報情報の暗号化
- (2) 利用者認証機能の強化

4. 調達施策

- (1) 一般競争入札の原則化
- (2) 著作権等の知的所有権の取得

5. 最適化の実施に向けた体制整備（ITガバナンス体制の確立）

- (1) システム検証委員会による審査・確認機能の強化
 - ・厚生労働省CIO補佐官等の参加によるシステム検証委員会を設置し、システム化またはシステム改修の必要性及びシステム規模とスケジュールの妥当性を検証
- (2) システム企画・開発・運用工程の標準化
 - ・WBS（ワーク・ブレイクダウン・ストラクチャ）による作業管理の精細化
 - ・EVM（アード・バリュー・マネジメント）による進行管理における客観性の確保
 - ・FP法（ファンクション・ポイント法）を含む複数の見積手法による見積精度向上
 - ・SLA（サービス・レベル・アグリーメント）による調達品質確保
- (3) システム部門の体制強化と専門性の高い職員の確保・育成
 - ・スキル育成のための研修の実施
 - ・専門性の高い職員の確保を図るため、民間のIT部門の実務担当者を職員として中途採用する
 - ・外部専門家として工程管理業者等を有効に活用する

システム導入経費及び削減効果

1. システム導入経費（平成18～22年度見込み）

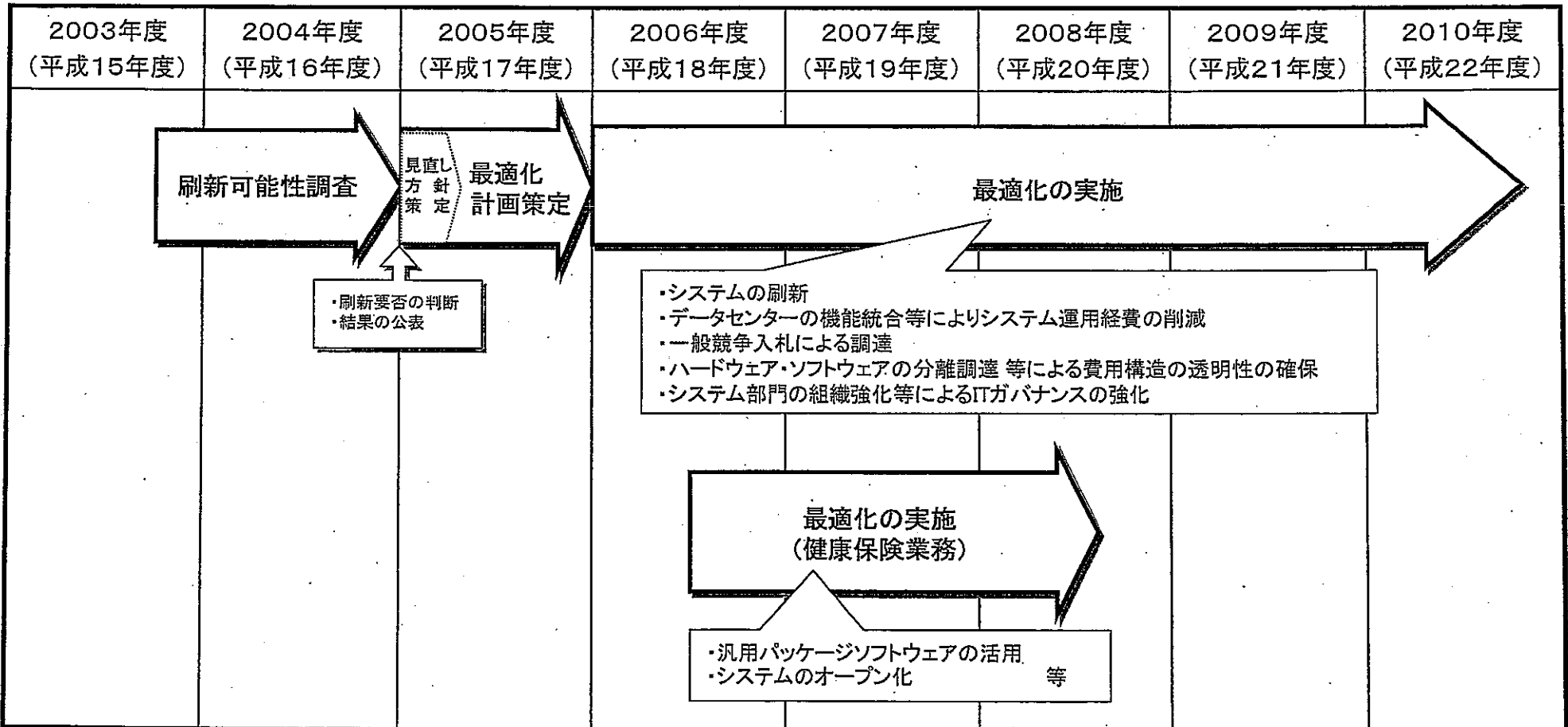
- (1) オープンシステムの構築等（約1,150億円）
- (2) 過去に行ったソフトウェア開発分（いわゆる残債）の返済（約1,500億円）

2. 削減効果

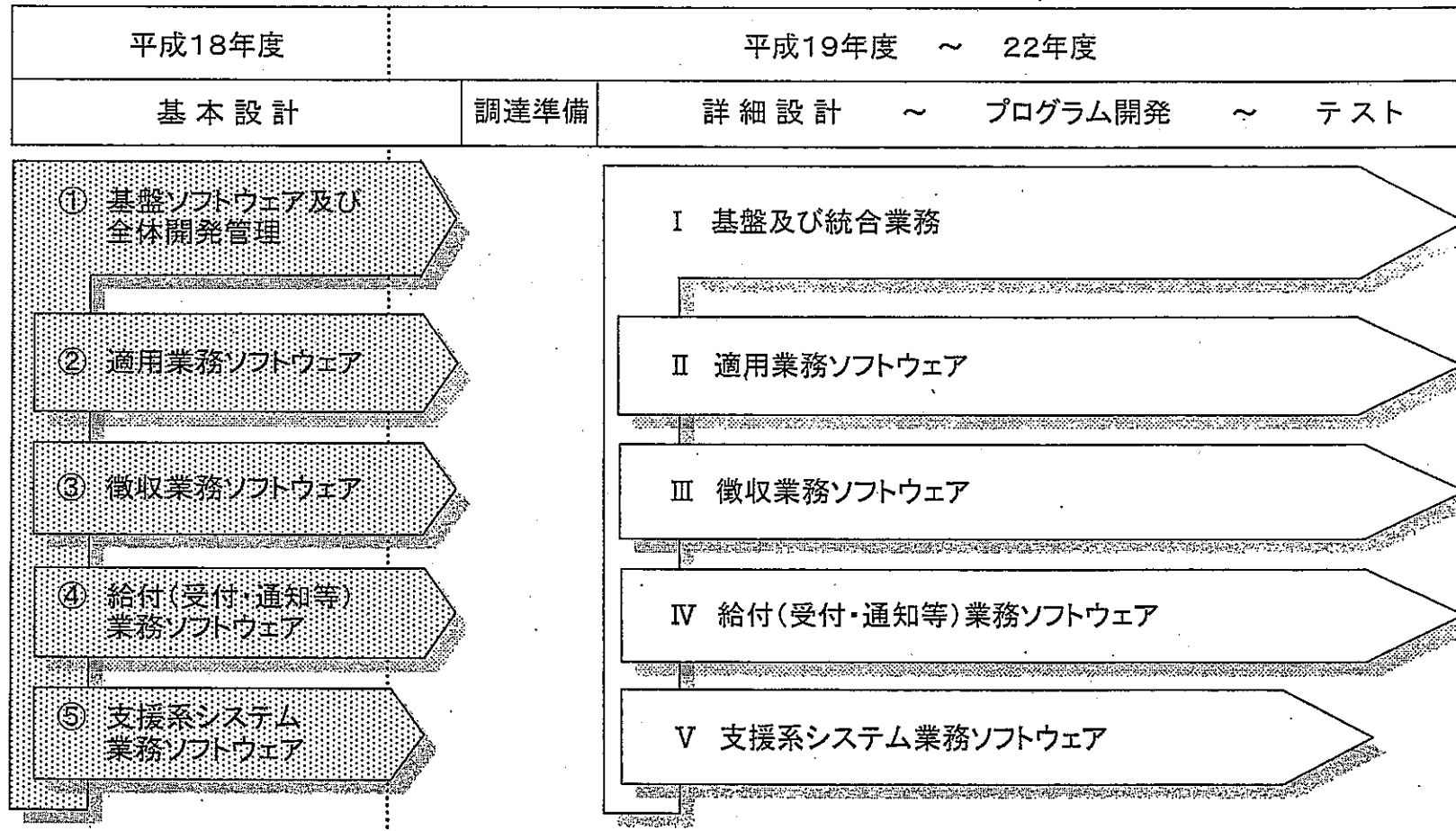
- (1) システムの年間運用コストを35%程度削減（約850億円 → 約550億円）
- (2) システムの初期コストを約4年で回収
- (3) 業務及びシステムの施策で9,000～9,100人（正規職員3,700～3,800人、非常勤職員5,300～5,400人）を人員削減（2,700人～2,800人を強化する業務へシフト）

社会保険オンラインシステムの見直しスケジュール

- ・ 2004年度(平成16年1月～17年3月) レガシーシステム刷新可能性調査の実施
- ・ 2005年度(平成17年6月) 見直し方針の策定
- ・ 2005年度(平成18年3月) 最適化計画の策定
- ・ 2006年度(平成18年度～22年度) 最適化の実施
- ・ 2006年度(平成18年10月) 最適化計画の改定(健康保険業務の業務・システム最適化の追加)



記録管理システム及び基礎年金番号管理システムのオープン化スケジュール



- ※ 基本設計落札業者：①アクセントチュア(株)、②(株)NTTデータ、③(株)NTTデータ、④(株)日立製作所、⑤沖電気工業(株)
- ※ 基本設計契約期間：①～④平成18年8月～平成19年6月、⑤平成18年8月～平成19年4月
- ※ 「情報システムに係る政府調達の基本指針」(平成19年7月から適用)の趣旨を踏まえ、本年3月に終了している基本設計の一部に位置付けられる基盤製品の一部選定について、基本設計落札業者と随意契約。
- ※ 詳細設計以降の調達については、別途検討を行う。

年金記録の管理に関する国と日本年金機構の役割分担

国の役割	日本年金機構の役割
<p>厚生労働大臣が行う「原簿の備え」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原簿に記載された被保険者等の記録は、大臣が行う保険料の決定や年金裁定等のために重要で、かつ、年金制度の運営の基礎となるもの。 ⇒ <u>法律上、「原簿の備え」を年金制度の保険者たる大臣の事務とし、年金記録の保有主体は大臣であると整理されている。</u> <p>(注) 原簿とは、主として、システム上に作成された記録ファイルを指す。</p>	<p>機構に行わせる「記録に係る事務」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構が行う「記録に係る事務」は、システムを使った被保険者等の記録の入力処理等により行うこととなる。 ○ 「記録に係る事務」は、大臣から機構に委任又は委託されている他の事務との連続性の観点から、機構に委託して行わせることとされている。
<p>厚生労働大臣が行う原簿への「記録」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「記録に係る事務」は機構に委託されているが、<u>当該「記録」そのものは、大臣の権限として留保されている。</u> ⇒ <u>大臣は、システムの開発や記録の正確性の確認等を行い、このことを通じて、記録を正確・的確に保有・管理していく責任を果たすこととなる。</u> 	

※ 社会保険オンラインシステムの開発については、国と機構の両者が参画する「システム開発委員会」(仮称)を設け、主要事項について十分な協議を経て、両者の十分な連携の下で進める方向で検討する。

【参照条文】

◎厚生年金保険法（日本年金機構法による改正後：国民年金法にも同旨の規定）

(記録)

第28条 厚生労働大臣は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

(機構への事務の委託)

第100条の10 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

二 第28条の規定による記録に係る事務（当該記録を除く。）

社会保険オンラインシステムの開発に係る国と機構の役割分担のイメージ

- ① 年金記録の管理、年金給付の事務等処理する社会保険オンラインシステムについては、政府管掌年金の管理・運営責任を担う国において保有・管理する。
- ② 一方で、日本年金機構においては、大臣から委任・委託を受けた事務の効率的かつ確実な処理に責任を持つ。
- ③ 社会保険オンラインシステムの開発については、国と機構の両者が参画する「システム開発委員会」(仮称)を設け、主要事項について十分な協議を経て、両者の十分な連携の下で進める。

